

委員会提出議案第 2 号

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 7 日提出

提出者 議会運営委員長 大 井 淳一郎

山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「協働の」を「協創による」に改める。

- (1) 山陽小野田市寄附条例（平成 2 1 年山陽小野田市条例第 1 6 号）前文
- (2) 山陽小野田市ふるさと支援基金条例（平成 2 1 年山陽小野田市条例第 1 7 号）第 1 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第2号参考資料

山陽小野田市寄附条例新旧対照表（第1号関係）

改正後	改正前
<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協創によるまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>	<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>

山陽小野田市ふるさと支援基金条例新旧対照表（第2号関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさとへの想いや協創によるまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例(平成21年山陽小野田市条例第16号。以下「寄附条例」という。)の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附金を、山陽小野田市寄附条例(平成21年山陽小野田市条例第16号。以下「寄附条例」という。)の目的に沿って適切に管理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市ふるさと支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

ただいま上程されました議案1件について御説明します。

委員会提出議案第2号は、山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、令和5年第1回（3月）定例会において、山陽小野田市自治基本条例の一部改正を可決したことに伴い、関係条例のうち議会側から提案した条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。